

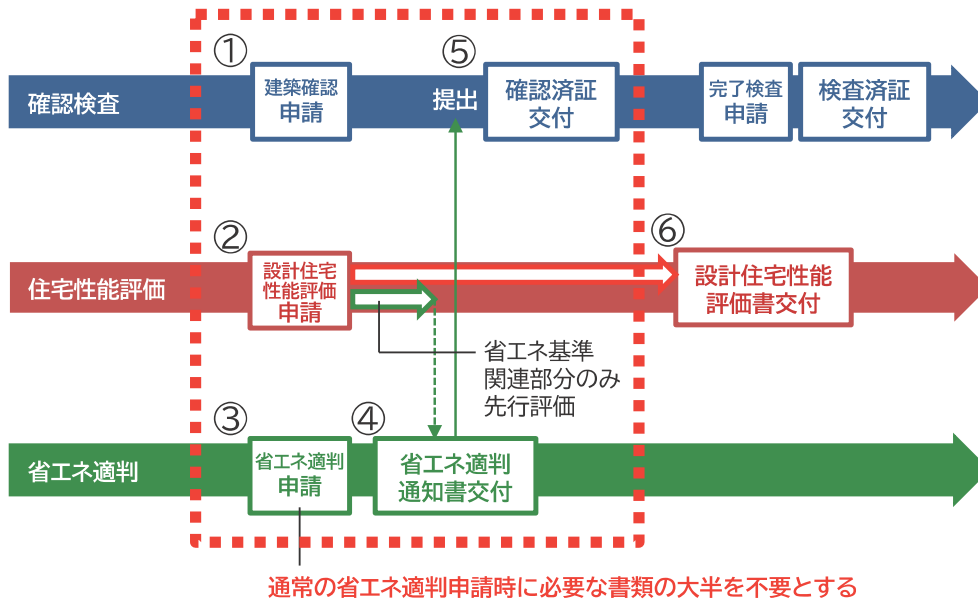
住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

Point

- **設計住宅性能評価と省エネ適判**を同一機関に申請した場合、**省エネ適判に係る添付図書の大部分について提出不要**となります。
- 設計住宅性能評価の審査において、省エネ関係部分の審査が終了した段階で、省エネ適判通知書が交付されます。交付された適判通知書を建築主事等に提出してください。

住宅性能評価等を活用した場合の審査手続きの合理化の流れ



※ 同様の扱いを長期使用構造等の確認申請手続きにおいても措置

- ① 建築確認申請 (通常どおり)
- ② 設計住宅性能評価の申請 (通常どおり)
- ③ 省エネ適判の申請
 - ・ 設計住宅性能評価の申請先と同一の省エネ適判機関に申請することが必要。
 - ・ 設計住宅性能評価の申請添付図書のうち省エネ関係に係るもの(設計者の氏名が記載されたものに限る)は、省エネ適判申請の添付図書とみなされ、省エネ適判申請に必要な書類の大半が提出不要となります。
 - ・ 省エネ計画書の第4面・第5面は、設計住宅性能評価における設計内容説明書で代用可能。
- ④ 省エネ適判通知書の交付
 - ・ 設計住宅性能評価書の交付に先んじて省エネ適判通知書が交付されます。
 - ・ 交付を受けた通知書を建築確認を行った建築主事等に提出してください。
- ⑤ 確認済証の交付 (通常どおり)
- ⑥ 設計住宅性能評価書交付(通常どおり)

住宅性能評価等を活用する場合の完了検査・計画変更

省エネ適判が必要な場合(性能評価活用等による合理化)

Point

- 設計住宅性能評価の活用により審査の合理化を行った場合、**完了検査の申請時に**、省エネ適判の申請図書(=**設計住宅性能評価の申請図書(省エネ関係のみ)**)を提出してください。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、完了検査申請時に検査報告書を提出してください。
- 省エネ適判通知書が交付された後の**計画変更は、省エネ適判の場合と同じ**です。

住宅性能評価等を活用した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書(省エネ関係部分)
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書(又はその写し)
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
(この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される)

住宅性能評価等を活用した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用した省エネ適判の変更手続きは、通常の省エネ適判と同じ。
- ・ 計画変更の場合等における完了検査申請時に提出する書類は下表のとおり。

申請図書		省エネ適判に要した 図書及び書類	変更計画に係る 省エネ適判通知書	軽微な変更 説明書	軽微な変更該当証明書 (基準適合確認に要した図書等含む)
変更なし		○(当初)	—	—	—
軽微な 変更	ルート AorB	○(当初)	—	○	—
	ルートC	○(当初)	—	○	○
計画変更		○(変更含)	○	—	—